

千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針の 一部改正（案）の概要について

令和 7 年 3 月 1 7 日
千葉県農林水産部森林課

1 千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針について

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 2 第 1 項に規定する林地開許可について、本県の林地開発行為の実績を考慮し、平成 2 2 年に「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」（平成 2 2 年条例第 4 号。以下「林地開発条例」という。）を制定しました。これに合わせて、林地開発行為等の適正化を確保するための千葉県林地開発行為に関する行政指導指針（以下「指導指針」という。）を制定しました。

2 指導指針の一部改正理由について

令和 7 年 5 月 2 6 日から、本県において宅地造成等規制法の改正法である宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「盛土規制法」という。）に基づく規制が開始されることに伴い、林地開発条例に規定する小規模林地開発行為の届出について、同法に基づく許可を要する小規模林地開発行為における県による届出内容の確認事項を整理することを目的として指導指針の一部改正を行うこととしました。

3 指導指針の一部改正（案）の概要について

林地開発条例に基づく小規模林地開発行為の届出について、県は、「災害の防止及び水害の防止」に関する事項、「水の確保」に関する事項及び「環境の保全」に関する事項の内容を確認することとしていますが、他の法令等に基づく許認可を必要とする小規模林地開発行為については、法令等によりその全部又は一部の事項の内容確認を省略することとし、全部の事項の内容確認を省略する場合の法令等を「別表第 1」に、「環境の保全」以外の事項の内容確認を省略する場合の法令等を「別表第 2」に掲載しています。

盛土規制法に基づく許可を要する小規模林地開発行為の届出に係る県による内容確認について、「災害及び水害の防止」に関する事項及び「水の確保」に関する事項の確認を省略することとして、「別表第 2」に盛土規制法を追加します。

4 改正スケジュールについて（予定）

○パブリックコメント意見募集期間

令和 7 年 3 月 1 7 日（月）～令和 7 年 4 月 1 5 日（火）

○施行日

令和 7 年 5 月 2 6 日